

“調査省略通知”をゲット !!

税務調査省略 を可能にする 書面添付制度の活用のご案内

税務調査が省略される可能性が極めて高くなります

- ① 書面添付サービスのご案内
- ② 月額会計報酬・決算申告料の20%のみで対応
- ③ 万が一、税務調査が入った場合でも、
税務調査の立会い報酬は無料になります。
(通常、12万円～18万円がかかります。)



● 書面添付制度とはどのような制度か ●

書面添付制度の目的

この制度は、税理士・税理士法人(以下「税理士」とする)が作成した申告書について、その作成内容を税理士が、どのような項目について、どの資料を、どの程度確認して、どのように検討・判断したのかを記載した書面を添付するものです。さらに、相談を受けた事項等の記載をすることもできます。

また、税務に関する職業専門家の税理士が責任を持って計算し、整理し、又は相談に応じた事項については、税務官庁（税務署・国税局等）もこれを尊重することにより税務行政の円滑化と簡素化を図ることができます。

書面添付制度の目的

税理士が申告書を作成するにあたり、どの程度の関与度合いがあり、どのような過程で作成されたのか、決算書の数字の作成根拠や数字に表れないことを記載することにより、申告書の信頼性を高めること

書面添付制度の効果

① 事前通知と意見聴取制度

書面添付制度においては、上記のように税理士の責任範ちゅうの明確化、税務行政の円滑化という大きな目的がありますが、その他に税務調査の事前通知と税務調査前の意見聴取制度があります。

通常、税務調査が実施される場合には、税務署より直接連絡が入り、調査日程等の打ち合わせを行うこととなります。しかし、添付書面の提出があった申告に税務調査を行う場合には、税理士に税務調査を実施したい旨の事前連絡が入ります。同時に、提出した添付書面に記載された事項について税理士が意見を述べる機会（意見聴取）が与えられます。

この意見聴取により結果として、調査の短縮や省略になる可能性もあります。

書面添付制度による効果

税理士が税務調査の実施前に提出した添付書類の記載事項について、税務署に対して説明や意見を述べることによって、実際の税務調査の短縮や省略を図る

② 決算の精度向上

書面添付制度は税理士が記載して提出するものです。税務官庁との信頼関係に基づき成り立っている制度であり、一定の基準以上の申告書にのみ添付されます。

従って、書面添付をしない申告書は税理士が何かしらの不安を抱いている可能性がありと考えられます。

● 書面添付制度 Q & A ●

Q1. 書面添付制度のメリットは何ですか

A. 調査期間の短縮や調査が省略される可能性があります

書面添付を行うことにより、税務官庁が税務調査を実施する際に、税理士に対して添付書面の記載内容について意見を述べる機会を与えられます。

税理士は、意見聴取にて、調査担当者からの質問に回答するとともに税理士が実際に確認した事項等について資料を基に申告内容の説明をすることができます。

この意見聴取により、税務担当者の疑問が解決した場合には、調査期間の短縮や調査が省略される可能性があります。(調査省略の場合、税務当局から「調査省略通知」が交付されます)

Q2. その他にメリットはありませんか

A. 第三者に対する申告書の信頼性がアップします

申告書や決算書は基本的には税務署へ提出しますが、借入金がある金融機関や取引先からも提出を求められることがあります。

通常、税理士が書面添付を行う場合には、その申告内容に虚偽がないことが大前提となります。従って、書面添付のある申告書については、税理士が太鼓判を押したのと同じこと意味しますので、その信頼性はアップするものと思われます。

実際、一部の金融機関では書面添付のある会社への貸出金利を引き下げるプランを用意したりしています。

Q3. 虚偽の記載があった場合には、どうなりますか

A. 税理士が罰せられる可能性があります

添付書面はあくまでも税理士が提出するものであるため、その責任は税理士にあります。税理士が内容に虚偽があることを知っているにも関わらず、虚偽記載を行った場合には、戒告や業務停止の処分を受ける可能性があります。

書面添付制度は税理士と税務官庁の信頼の上に成り立っている制度であり、正しい記載をすることが大前提となっています。従って、虚偽記載に対しては厳しい罰則がありますので、虚偽の記載のご依頼をお受けすることはできません。

● 書面添付制度の留意点 ●

- ① あらかじめ通知をしてから実施される一般の任意調査の場合、書面添付による税理士に対する意見聴取が行われます。
- ② 強制調査や無通知調査の場合、当然事前通知は存在しないため、意見聴取はありません。
- ③ 次のような状況にある事業所に対しては、書面添付をすることができません。

1. 記帳状況を改善する必要のある事業所
2. 会計資料の保管状況が悪い事業所
3. 売上の水増し、経費過少など、利益を過多にするために粉飾決算をしている事業所
4. 売上の繰延べ、売上除外、架空経営の計上を行っている事業所や個人的に支出するべき経費が混入されている事業所

(参考)

平成30年6月までの1年間で、全国で提出された法人税の申告書に対して行われた税務調査の割合は3.4%でした。(「平成29事務年度 法人税等の申告(課税)事績の概要」、「平成29事務年度 法人税等の調査事績の概要」より)

一方、翌年度の東京税理士会に限ったデータですが、書面添付をした法人の申告書に対して行われた税務調査の割合は0.9%。(「令和元年度税務調査・書面添付制度アンケート集計結果」より)

書面添付が、税務調査の省略に一定の効果があることがわかります。

これは、税務当局内部で、書面添付をされた法人の顧問税理士に聴取をすることは、仮にその後の実地調査を省略しても、調査実施件数と同等に評価されるためともいわれています。

このような最近の状況を踏まえると、会社側にとっても、時間的・金銭的・精神的に負担のかかる税務調査を回避する効果のある同制度は、積極的に利用する価値のあるものになってきております。